

貸金業規制緩和に断固反対をする声明

報道によると、自民党は貸金業者に対する金利規制・総量規制を緩和する法改正を検討するとのことである。

貸金業法は、破産・自殺の急増など深刻な社会問題となっていた多重債務問題を解決すべく平成18年12月に当時の自民党・安倍政権下で与野党全会一致で成立した画期的な法律である。貸金業法による高金利規制・総量規制の完全施行と官民を挙げた多重債務問題改善プログラムに基づく相談窓口の拡充等の取り組みにより、その後多重債務は確実に減少し大いに成果を上げてきたところである。今、この貸金業法を改悪して金利規制・総量規制を緩和する立法事実は何ら存しない。それどころか、高金利・過剰融資・過酷な取り立てという「サラ金三悪」を復活させ、再び多重債務問題を招来することは明らかである。年率20%という現行の利息制限法・出資法の上限金利ですら明らかに高利であり、制限利率の更なる引き下げこそが強く求められている。

今般の「改正」の動きでは、純資産額・貸金業務取扱主任者の配置人数・顧客の返済能力の審査・苦情や相談を受け付ける体制の整備などから「健全経営」であると認可された貸金業者について、金利の上限を現在の年率20%から29.2%に戻し、総量規制（いわゆる「収入の3分の1ルール」）についても業界が定める自主基準に沿って広げる案が浮上しているとされている。銀行融資を受けにくい中小零細企業などが消費者金融から借り入れやすくすること、決済など一時的な資金を調達しやすくすること、小口の資金需要に柔軟に対応できるようにすることが理由として掲げられているようである。

しかしながら、これまで多重債務被害は、武富士（日本保証）・アイフル・日栄（ロプロ）・商工ファンド（SFCG）など消費者金融業界・貸金業界のトップ企業も含めて引き起こされてきた。「健全経営」である貸金業者であるならば、高金利・過剰融資とならない融資を率先して行うべきなのであって、かかる貸金業者に

高金利・過剰融資の恩恵を与える案は本末転倒である。認可が与えられた貸金業者に出資法違反という犯罪行為を許容することも極めて正義に反する。過剰融資規制の自主規制化による緩和についても、平成18年貸金業法改正以前においても業界には自主規制基準が存したが一向に守られてこなかったことを思い起こすとおよそ歯止めとなるものではない。カウンセリング体制強化を進めていくとされているが、かかる取組みは既に多重債務改善プログラムのもとで強力に進められてきたのであり、高金利・過剰融資を容認し多重債務者を生み出すことをおよそ正当化するものではない。現行貸金業法下においても事業者向け融資については総量規制の例外が認められているし、かかる事業者に必要な融資は高利融資ではなく、事業破綻を招かない安心・安全なセーフティネット貸付である。

現行貸金業法成立後も、貸金業者に親和性があるとされる一部の心ない政治家により、繰り返し貸金業法再改悪の動きが存したがその都度頓挫してきた。今般の貸金業規制緩和の策動についても早期に撤回されるべきである。

当協議会は、悲惨な多重債務問題を再び招きかねない貸金業法改悪の動きに断固反対する。

2014年4月21日

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会

代表幹事 弁護士 木村達也